

ガイドライン

1. 議決権行使にあたっての基本的な考え方

アセットマネジメントOne株式会社（以下、「当社」という）は、「投資の力で未来をはぐくむ」をコーポレートメッセージに掲げ、社会の資源が最適に配分されることを促すことで、社会課題の解決と投資先企業の持続的な企業価値向上の実現を目指してまいります。この考えの下、議決権行使を最も重要な取組みの一つとして位置付け、当社独自に特定した環境・社会・コーポレートガバナンスのマテリアリティ（重要課題）やフォーカスエリアをエンゲージメントや議決権行使に反映し、持続的な社会の発展と企業価値向上の同時実現に向け、企業経営が行われるよう議決権を行使いたします。

A. 環境課題への取組み

当社のフォーカスエリアの一つである気候変動は今日の社会が直面している大きなリスクであり、今後グローバルレベルで発生する自然災害などの甚大な被害を回避するためには、早急な対策が必要です。地球温暖化問題の企業活動への影響は着実に増しており、取組みの遅れは価値の毀損に直結します。一方、気候変動に対する先進的な取組みは、リスク抑制や本業の競争力強化に繋がる可能性が高いと考えています。企業と社会は相互依存関係にあり、社会全体での連携が必要な2050年ネットゼロエミッション実現に向けて企業の果たすべき役割と責任は非常に大きいと考えています。

気候変動対応の成否が投資法人等のサステナビリティに大きな影響を与えると考えており、投資法人等が役割や責任を果たすためには、ネットゼロ社会への移行において直面する各社の課題を認識し、1.5度シナリオに沿った短期、中期、長期の戦略と気候科学に基づいた炭素排出量削減目標を策定し、経営陣がコミットすることが必要であると考えます。

このため、エンゲージメントを通じて、ネットゼロエミッション実現へのコミットのもと、気候関連のリスク及び機会に関する対応についてISSBの気候関連開示の枠組みに沿った開示とスコープ3を含めた温室効果ガス排出量の削減およびその実現に向けた具体的な計画の策定・開示を求めます。

また、石炭の利用は温室効果ガス排出量が多く、気候変動や大気汚染への懸念が高まるリスクを内包していることを認識し、2050年のネットゼロエミッションの実現に沿った削減もしくは撤退およびその実現に向けた具体的な計画の策定・開示を働きかけてまいります。

当社のフォーカスエリアの一つである「生物多様性と環境破壊」は、「気候変動」と相互に関連し合う大きな取組み領域です。パームオイルの製造における環境破壊に代表されるように、私たちの大量生産・大量消費・大量廃棄など自然環境への配慮を欠いた社会活動が生物多様性（種）の喪失につながったと考えます。このようなことから自然環境に負荷をかける経済システムからの脱却が必要であり、投資法人等には先ず事業活動が生物多様性に及ぼす影響の把握及び自然資本の保全・回復に関するコミットメントと取組み方針の開示を求めます。そのうえで、トレーサビリティの強化と生物多様性に配慮した原材料の持続可能な調達を含め、ポスト2020生物多様性枠組みに沿った自然資本の維持・回復と増加に向けた実効的な取組みを求めます。

B. 社会課題への取組み

持続可能な社会の実現には、すべての人の人権が尊重され、ウェルビーイング(心身ともに健康で仕事や地域社会で自分らしさを発揮し満たされた状態であること)が実感

ガイドライン

できる社会であることが必要です。このため、当社は「人権と健康・ウェルビーイング」を社会課題のフォーカスエリアとし、ダイバーシティとディーセントワーク（働きがいのある仕事）の実現、サプライチェーン上の人権を含めたヒューマンキャピタルマネジメントについて、投資法人等に一段の配慮を求めます。

C. コーポレートガバナンスへの取組み

投資法人等には、投資主をはじめとした各ステークホルダーの立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組み作り（コーポレートガバナンス）が求められます。

強固なコーポレートガバナンスの確立に向けて、取組みを進めることにより、各投資法人等の持続的な成長と中長期的な価値向上がもたらせると考えます。

このような観点から、投資法人等には、投資法人の持続的成長と中長期的な価値向上に向けて、業務を執行することが求められるとともに、当該投資法人等の監督役員に対しては、その業務執行を監督する役割が求められます。当社では、以下のような項目に関して、対話を進めるとともに実際の議決権判断の基準としております。

2. 議決権行使の運営

議決権行使に当たり、上記「1. 議決権行使にあたっての基本的な考え方」に則り、後記の通り議決権行使基準を定めます。

また、中長期的な投資主利益に適った実効性のある議決権行使基準となるよう、経済・社会の変化に合わせて、議決権行使基準を適宜見直して参ります。

A. 議決権行使体制

当社では上記の議決権行使にあたっての基本的な考え方及び議案種別ごとに定めた議決権行使基準に基づき、公正に議案判断を行います。

法令違反・不祥事等の発生や社会的関心、エンゲージメントの状況等を踏まえて価値に大きな影響が見込まれる議案等の判断については、「議決権行使部会」での審議を経て決定します。

また、親会社等、利益相反の観点（※）で最も重要な投資法人の議案の判断については、運用本部長を委員長、リスク管理本部長等を委員とする「スチュワードシップ推進委員会」での審議を経て決定します。スチュワードシップ推進委員会の審議に先立ち独立社外取締役が過半を占める議決権行使諮問会議に諮問します。

（※）利益相反の管理体制

議決権行使を行う上で、当社親会社およびグループ会社等の利益相反のおそれのある対象先の議決権行使については、適切な行使判断および管理を行う態勢を構築します。

具体的には、上記の「スチュワードシップ推進委員会」において、議決権行使をはじめとしたスチュワードシップ活動全般を統括するとともに、利益相反の適切な管理

ガイドライン

を行います。経営企画・営業部門から独立した資産運用部門において審議を尽くすとともに、監査等委員がスチュワードシップ推進委員会に出席するなど、適切な牽制態勢を構築します。

親会社等、利益相反の観点で最も重要な投資法人の議案については、独立した第三者である議決権行使助言会社に当社ガイドラインに基づく助言を求め、独立社外取締役が過半を占める議決権行使諮問会議に諮問し、スチュワードシップ推進委員会にて審議した上で適切な行使判断を行います。その行使結果については、取締役会に報告することによって、モニタリングする態勢を構築しております。

B. エンゲージメントおよびサステナブル投資方針との関係

当社では議決権行使の判断に当たり、単に形式的な判断基準に留まることなく、投資法人等との建設的な対話（エンゲージメント）に基づき、賛否判断を行うことを重視します。当該対話に基づく議案判断を行う場合、議決権行使部会において重要な議案として審議され、適切に行使判断を行います。

中長期的な投資主利益に大きな影響を及ぼす重要な課題について上記の環境・社会・コーポレートガバナンスの考え方に沿った当社の求める水準に照らして取組みが不十分であると考えられる場合、当該投資法人の経営陣との対話を要請します。

なお、対話を通じて企業価値向上に資する取組みを促したにもかかわらず、十分な対応がなされない場合や対話が実現しない場合、または当社の「サステナブル投資方針」に照らして、社会的な悪影響を及ぼす度合いが極めて高く、中長期的に企業価値を大きく毀損するリスクの高い企業には、役員選任議案に反対することで、スチュワードシップ活動におけるエスカレーションの一環として投資法人等に対して取組みをより強く促していきます。

ガイドライン	議案判断基準														
3. 具体的な議決権行使基準 当社では議案種別ごとに定めた議決権行使基準に基づき、公正に議案判断を行います。ただし、法令違反等の不祥事など、コーポレートガバナンスに課題が生じている投資法人の議決権行使については、投資主利益の中長期的な最大化を図る上で、慎重な判断を行います。この場合、予め対象銘柄のスクリーニングを実施し、議決権行使部会において、重要な議案として適切な審議を行う態勢を構築しております。また、必要に応じて投資法人等との対話（エンゲージメント）を実施し、適切な議案判断を行います。															
A. 執行役員に関する事項 A01. [執行役員の選任] 執行役員は、投資法人を代表し、投資法人の業務を執行する立場であり、投資主の代理人として機能することが期待されるため、候補者についてはそれに相応しい人物であることがよく説明されていることが望ましい。 執行役員の選任については、原則として投資法人の提案に賛成する。ただし、賛成するのに相応しくない明らかな材料がある場合にはこの限りではない。	A. 執行役員に関する事項 <table><tr><td rowspan="3">A01. 執行役員の選任（補欠執行役員の選任も含む）</td><td>原則</td><td>賛成</td></tr><tr><td colspan="2">賛成するのに相応しくない明らかな材料がある場合（以下例示）</td></tr><tr><td>過去、候補者の投資法人または資産運用会社における役員任期中に、当該投資法人または資産運用会社に次の事象が発生した場合（以下例示）</td><td>反対</td></tr><tr><td rowspan="2">A01. 執行役員の選任（補欠執行役員の選任も含む）</td><td>① 投資法人が投資主間の公平性を明らかに損なう増資を行ったことにより、一口当たり純資産、分配金などが希薄化し、結果として投資口価格が下落したことにより、投資主の利益を損なう事態が発生した場合</td><td>反対</td></tr><tr><td>② 投資法人または資産運用会社が行政処分を受けた場合</td><td></td></tr></table>			A01. 執行役員の選任（補欠執行役員の選任も含む）	原則	賛成	賛成するのに相応しくない明らかな材料がある場合（以下例示）		過去、候補者の投資法人または資産運用会社における役員任期中に、当該投資法人または資産運用会社に次の事象が発生した場合（以下例示）	反対	A01. 執行役員の選任（補欠執行役員の選任も含む）	① 投資法人が投資主間の公平性を明らかに損なう増資を行ったことにより、一口当たり純資産、分配金などが希薄化し、結果として投資口価格が下落したことにより、投資主の利益を損なう事態が発生した場合	反対	② 投資法人または資産運用会社が行政処分を受けた場合	
A01. 執行役員の選任（補欠執行役員の選任も含む）	原則	賛成													
	賛成するのに相応しくない明らかな材料がある場合（以下例示）														
	過去、候補者の投資法人または資産運用会社における役員任期中に、当該投資法人または資産運用会社に次の事象が発生した場合（以下例示）	反対													
A01. 執行役員の選任（補欠執行役員の選任も含む）	① 投資法人が投資主間の公平性を明らかに損なう増資を行ったことにより、一口当たり純資産、分配金などが希薄化し、結果として投資口価格が下落したことにより、投資主の利益を損なう事態が発生した場合	反対													
	② 投資法人または資産運用会社が行政処分を受けた場合														

ガイドライン	議案判断基準			
B. 監督役員に関する事項 B01. [監督役員の選任] 監督役員には、執行役員の職務執行を投資主に代わって監視する機能が期待されることから、候補者についてはそれに相応しい人物であることがよく説明されていることが望ましい。 監督役員の選任については、原則として投資法人の提案に賛成する。ただし、賛成するのに相応しくない明らかな材料がある場合にはこの限りではない。 C. 会計監査人に関する事項 C01. [会計監査人の選任] 会計監査人の選任については、原則として投資法人の提案に賛成する。ただし、賛成するのに相応しくない明らかな材料がある場合にはこの限りではない。			候補者の経歴について、賛成するのに相応しくない明らかな材料がある場合	
	B. 監督役員に関する事項			
	B01. 監督役員の選任（補欠監督役員の選任も含む）	原則		賛成
		賛成するのに相応しくない明らかな材料がある場合（以下例示）		反対
		過去、候補者の投資法人または資産運用会社における役員任期中に、当該投資法人または資産運用会社に次の事象が発生した場合（以下例示）		
		① 投資法人が投資主間の公平性を明らかに損なう増資を行ったことにより、一口当たり純資産、分配金などが希薄化し、結果として投資口価格が下落したことにより、投資主の利益を損なう事態が発生した場合		
		② 投資法人または資産運用会社が行政処分を受けた場合		
	候補者の経歴について、賛成するのに相応しくない明らかな材料がある場合			
	C. 会計監査人に関する事項			
	C01. 会計監査人の選任	原則		賛成
賛成するのに相応しくない明らかな材料がある場合		反対		
候補者が、過去において行政処分を受けたことがある等、その経歴について賛成するのに相応しくない明らかな材料がある場合（例示）				

ガイドライン	議案判断基準		
D. 投資法人規約に関する事項 D01. [投資証券の価値に影響を与える事項] 投資証券の価値に影響を与えられとされる事項については、議案内容を十分吟味して判断するものとする。	D. 投資法人規約に関する事項		
	D01. 投資証券の価値に影響を与える事項	投資証券の価値に影響を与える事項について、議案内容を検討した結果、投資主の利益を阻害する可能性が低いと判断した場合	賛成
		投資証券の価値に影響を与える事項について、議案内容を検討した結果、投資主の利益を阻害する可能性が高いと判断した場合（以下例示）（法改正等の制度の見直しによる場合で、当該変更理由について妥当性が認められる場合には原則賛成）	反対
		① 投資方針の変更 →ポートフォリオの大幅な変動により、収益性の低下や投資口価格の下落等が懸念される場合	
		② 主たる投資対象の変更 →ポートフォリオの収益性が低下したり、外部成長が制約される懸念がある場合	
		③ 発行可能投資口総数の変更 →発行可能投資口総数を著しく増加させることにより、将来的な増資による一口当たり純資産、分配金の希薄化を招き、投資口価格の下落が懸念される場合（投資口の分割、投資法人の合併等、特定の理由があれば賛成する場合もある）	
		④ 借入限度額及び投資法人債発行限度額の変更 →借入等に係る費用や金利負担の増大により、投資法人の収益性の低下が懸念される場合	
		⑤ 資産運用会社（投資信託委託業者）に支払う報酬の変更	

ガイドライン	議案判断基準		
D02. [投資証券の価値に影響を与えない事項] 決算期の変更、投資主総会の開催場所等、投資証券の価値に影響を与えないと考えられる事項については、投資法人の提案に賛成する。	D01. 投資証券の価値に影響を与える事項	→報酬負担の増大により、投資法人の収益性の低下が懸念される場合。但し、当該変更により妥当性が認められる場合には、総合的に判断の上、賛否を決定。	反対
		⑥ 執行役員、監督役員、会計監査人に支払う報酬の上限金額等の変更 →報酬負担の増大により、投資法人の収益性の低下が懸念される場合。但し、当該変更により妥当性が認められる場合には、総合的に判断の上、賛否を決定。	
		⑦ 資産評価方法の変更 →投資法人の財務内容の悪化等を招き、投資主に対する分配金の下落、投資口価格の下落等が懸念される場合	
		⑧ 減価償却方法等、重要な会計方針の変更 →投資法人の財務内容の悪化等を招き、投資主に対する分配金の下落、投資口価格の下落等が懸念される場合	
		⑨ 金銭分配の方針の変更 →投資主に対する分配金の下落、投資口価格の下落等が懸念される場合	
	D02. 投資証券の価値に影響を与えない事項	決算期の変更、投資主総会の開催場所の変更等投資証券の価値に影響を与えないと判断した場合	賛成

ガイドライン	議案判断基準		
E. 資産運用委託契約に関する事項 E01. [投資証券の価値に影響を与える事項] 投資法人の不動産運用業務（不動産売買および管理運営、資金調達等）を実際に行うのは資産運用会社であり、資産運用会社の変更は、投資方針・財務方針に多大な影響を及ぼすこととなるため、より慎重に検討し、判断する必要がある。 資産運用会社の変更等、投資証券の価値に影響を与えられとされる事項については、議案内容を十分吟味して判断するものとする。 E02. [投資証券の価値に影響を与えない事項] 資産運用委託契約の軽微な変更等、投資証券の価値に影響を与えないと考えられる事項については、投資法人の提案に賛成する。 F. 投資口の併合 F01. [投資口の併合] 投資口の併合については、投資主の利益を阻害する可能性があるとして判断した場合を除き、原則として投資法人の提案に賛成する。 G. 合併に関する事項 G01. [合併] 合併の意義・効果を勘案し、合併比率の妥当性等を精査の上、総合的に判断する。	E. 資産運用委託契約に関する事項		
	E01. 投資証券の価値に影響を与える事項	資産運用会社の変更等、投資証券の価値に影響を与える事項について、議案内容を検討した結果、投資主の利益を阻害する可能性が低いと判断した場合	賛成
		投資証券の価値に影響を与える事項について、議案内容を検討した結果、投資主の利益を阻害する可能性が高いと判断した場合（法改正等の制度の見直しによる場合で、当該変更理由について妥当性が認められる場合には原則賛成）	反対
	E02. 投資証券の価値に影響を与えない事項	資産運用委託契約の軽微な変更等、投資証券の価値に影響を与えないと判断した場合	賛成
	F. 投資口の併合に関する事項		
	F01. 投資口の併合	原則	賛成
		投資口の流動性や議決権割合に変動が生じる等、投資主の利益を阻害する可能性があるとして判断した場合	反対

ガイドライン	議案判断基準	
H. 投資主提案に関する事項 H01. [投資主提案] 投資主提案議案が投資主利益の増大に資するかの観点から、内容を精査の上、個別に判断する。 I. その他 I 01. [当ガイドラインに明記されていない議案] 当ガイドラインに明記されていない議案についても、本原則の主旨および受託者としての立場に鑑み、常に投資主利益の増大を図る視点で議案内容を十分吟味して判断するものとする。 2016 年 10 月 1 日制定 2017 年 6 月 30 日改定 2021 年 4 月 1 日改定 2022 年 4 月 1 日改定 2023 年 4 月 1 日改定 2024 年 4 月 1 日改定 2025 年 4 月 1 日改定 当ガイドラインおよび議案判断基準は、当社のスチュワードシップ活動の運営に関する規程に基づき、議決権行使における考え方および判断基準等を定めたものである。	I. その他 I 01. ガイドラインに明記されていない議案	投資主の利益増大を図る観点から、各議案の内容を検討し、賛否の判断を行うものとする。